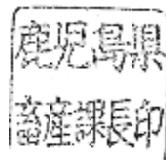


畜第1296号
平成30年3月20日

鹿児島県トラック協会 御中

鹿児島県農政部畜産課長



オーエスキ一病野外ウイルス感染豚飼養農場におけると畜場出荷時の
留意事項について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝いたします。

さて、オーエスキ一病（以下、本病という。）対策については、平成28年12月に「平成30年度オーエスキ一病野外抗体陽性豚とう汰完了計画」を策定し、平成30年度中の本病野外抗体陽性豚の全頭とう汰に向けて取り組んでいるところです。

先般、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から「オーエスキ一病野外ウイルス感染豚飼養農場におけると畜場出荷時の留意事項について」（平成30年2月19日付け29消安第583号）通知がありました。

については、本県清浄地域における清浄性の維持及び浸潤地域における速やかな清浄化を図るため、下記のとおり本病の防疫対策を強化することとなりましたので、御協力いただくようお願いします。

なお、下記に係る取組は、平成31年4月1日から開始するよう御対応願います。

記

1 対象農場

浸潤地域における野外ウイルス感染豚飼養農場（以下、当該農場という。）

2 出荷時の留意事項

（1）当該農場からと畜場に豚の出荷を行う場合、家畜の所有者は、十分な余裕をもって事前に出荷先のと畜場及び当該農場を管轄している家畜保健衛生所（以下、家保といふ。）に出荷日、出荷先、出荷頭数、出荷者名、運搬者名等を記載した出荷計画書を提出する。出荷を受け入れると畜場が他都道府県に所在する場合には、当該農場を管轄する家保は、自都道府県の畜産主務課を通じて、と畜場が所在する都道府県の畜産主務課へ出荷計画書の写しを提出する。

なお、出荷計画書の提出は、当該農場において確認された全ての野外ウイルス感染豚の自主とう汰が完了したことを家畜防疫員が確認するまで継続する。

（2）出荷を受け入れると畜場の所在地を管轄している家保は、と畜場に対して、洗浄及び消毒の徹底、非感染農場との搬入時間の調整等、交差汚染リスクを最小化する措置について指導・助言し、実効性のある対策が講じられるようと畜場関係者と協力する。

（3）家畜防疫員は、感染農場において出荷予定豚を含めた飼養豚の健康状態を出荷前に観察する。この観察において、発熱、食欲不振、嘔吐、下痢等のオーエスキ一病が疑われる症状が確認された場合には、家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、当該豚の出荷を自粛するよう指導する。なお、家畜防疫員が家畜の所有者に健康状態の観察方法に関して指導し、家畜の所有者がそれを遵守している場合には、家畜の所有者がその健康観察を行うとともに、出荷の適否について、判断を行うことができる。